

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | 特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に係る命令 |
| 根拠条例・規則名 | | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 |
| 条 項 | | 第 20 条 |
| 所 管 部 課 | | 建設局 建築行政部 建築総務課（電話：048-829-1539） |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | <p>設定できません。</p> <p>(理由)</p> <p>当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。</p> |
| | 設定等年月日 | 平成 14 年 5 月 30 日設定 平成 23 年 4 月 1 日最終改正 |
| 備 考 | | |